

◎新潟県告示第310号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条に規定する区域を、次のとおり指定及び解除する。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局建築住宅課及び南魚沼市役所において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行年月日

平成30年3月27日

2 指定する位置及び区域

南魚沼市浦佐、市野江、一村尾、九日町及び今町の各一部の区域

3 解除する位置及び区域

南魚沼市五日町、寺尾、余川、美佐島、小栗山、六日町、坂戸、東泉田、吉里、思川、片田、竹俣、塩沢、泉盛寺、天野沢、樺野沢、樺野沢新田、大沢、君沢、下一日市、宮野下、万条新田、姥島新田、関、上野、石打及び舞子の各一部の区域